力が、長期的には仲介者自身の利益の増進につながると考えられる。今後、金融システムが発展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となってきており、自主規制機関の活動の一層の充実が期待されている。

日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、証券監視委と自主規制機関との一層の連携が求められており、随時、金融商品取引所や金融商品取引業協会との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。金融商品取引所が実施する研修についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との一層の連携に努め、市場規律の向上を図っている。

4　海外証券規制当局との連携

⑴　ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）への参加

ＩＯＳＣＯは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から193機関が加盟している。証券監視委は、平成５年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（ＰＣ：Presidents Committee）を中心とした総会が年１回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場における国際的な取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員長等が総会に参加している。直近では、テルアビブ（イスラエル）で開催された第34回総会（平成21年６月）に熊野委員が出席している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia―Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

このほかＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（ＴＣ：Technical Committee）と、その下に６つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committees）が設置されており、証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換に関する第４常設委員会（ＳＣ４）に参加している。ＳＣ４では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本事務年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年５月のＩＯＳＣＯ年次総会で採択された証券当局間の多国間情報交換枠組み（多国間ＭＯＵ）については、ＳＣ４の下に設置されている加盟申請国の審査等を行う審査グループ（ＳＧ：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間ＭＯＵは、平成17年４月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、ＩＯＳＣＯメンバーは遅くとも平成22年１月１日までに、多国間ＭＯＵへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成18年５月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年２月に多国間ＭＯＵの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間ＭＯＵ署名国との間で、法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となっている。また、ＳＧにおいて、平成20年12月より証券監視委は金融庁とともに署名審査の担当として貢献している。

⑵　海外当局との二国間協力

①　情報交換協定の締結

金融・資本市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されることから、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体とし、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）、ニュージーランド証券委員会（ＳＣ）との間で情報交換協定が締結されている。

また、上述のとおり、わが国は金融庁を主体として、平成20年２月に多国間ＭＯＵの署名当局となった。そのため、多国間ＭＯＵの署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

なお、証券監視委は、平成21年４月に、初めて、シンガポール当局との連携によりクロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った。今後とも証券監視委は、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいく。

②　情報交換・意見交換

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換に努めてきている。

具体的には、これまで米国ＳＥＣ、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）、シンガポールＭＡＳ及び香港ＳＦＣ等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例等について情報交換を行っている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行っている。本事務年度においては、平成20年９月の熊野委員英国出張の際に、英国ＦＳＡのマッカーシー長官との間で意見交換を行ったほか、平成21年６月の第34回ＩＯＳＣＯ総会期間中に、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、英国ＦＳＡ、韓国金融監督院（ＦＳＳ）、香港ＳＦＣ、シンガポールＭＡＳの幹部との意見交換を行った。

⑶　海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献するべく、平成21年３月、アジア新興市場国（９か国）の証券当局法執行担当者等16名の研修生を対象として、「証券法執行カンファレンス」を開催した。このカンファレンスでは、証券監視委職員等による、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務についての講義のほか、各国の参加者をパネリストとしたプレゼンテーション及び全体でのフリーディスカッション、全員参加型のワークショップを実施する等、実践的かつ参加型の内容を行った。

第７章　金融商品取引法改正による業務の拡大等

第１　概説

現下のグローバルな金融市場の混乱への対応と我が国金融・資本市場の機能強化のため、公正・透明で、利便性の高い市場基盤を整備することによって、信頼と活力ある金融・資本市場を構築することが喫緊の課題である。

こうした観点から、今般の金商法の改正により、市場の公正性・透明性の確保を促進するため、信用格付業者に対する公的規制が導入されているとともに、利用者保護を充実させるため金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ＡＤＲ制度）が創設されている。